

○●横浜市医療安全メールマガジン<第180号>●○
～令和6年度病院定期立ち入り検査を実施します！～

医療安全メルマガは、患者と医療機関のコミュニケーションギャップを埋めるヒントを発信中！
医療機関へのお役立ち情報やお知らせも発信

★今月のテーマ★

■令和6年度病院定期立ち入り検査を実施します！■

令和6年度医療法第25条第1項に基づく病院定期立ち入り検査（6月下旬から12月）を実施します。

立ち入り検査では、効率的かつ精度の高い検査を実施するため、立ち入り検査実施要項に基づいて、重点項目を定めて実施しています。今年度の重点項目は、医療法の改正や前年度の立ち入り検査の結果を考慮し、新たな項目として2項目を追加します。

- 1つ目→医師の働き方改革に係る健康確保の取組
- 2つ目→診療用放射線に係る安全管理体制の確保

詳細については、立ち入り検査対象病院宛に送付する「令和6年度重点項目」をご参照ください。

今後、法改正等があった場合は追加・修正等を行います。

次号は、立ち入り検査での確認事項の1つである「診療記録」を適切に書くことをテーマとしてとりあげます。

■バックナンバーはこちらから

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/iryo/anzenshien/iryoanzen/iryoanzenml.html>

■解除・変更：下記URLから、メールマガジンの解除又は変更手続きができます。

<http://ml.city.yokohama.lg.jp/mailman/listinfo/anzengan>

■発行：横浜市医療安全支援センター（横浜市医療局健康安全部医療安全課）

Copyrights(C) 2008 City of yokohama. All rights reserved.

○●横浜市医療安全メールマガジン<第181号>●○
～適切に診療記録を書こう①～

医療安全メルマガは、患者と医療機関のコミュニケーションギャップを埋めるヒントを発信中！
医療機関へのお役立ち情報やお知らせも発信

■診療録等の諸記録作成時の注意事項■

前号に引き続き立ち入り検査についてお伝えします。（前号のメルマガはこちらから

★URL★）

立ち入り検査では、医療法をはじめとする多くの関係法令への適合状況や、法令・通知に基づいた適正な管理を行っているかを確認しています。

本号では、検査項目の一つである「診療録」や「看護記録」等（以下「診療記録」とします。）の諸記録を記載する際の注意事項を説明します。

立ち入り検査において、「診療記録」について「記載内容が不十分」と指摘することがあります。

その要因は、

- ①院内マニュアルの周知不足または記録に関する規定自体がない

- ②記載された各記録を第三者によって確認する体制がない
- ③具体的な説明内容の未記載

③については、患者家族に対して行った具体的な説明内容の他、家族の誰に説明したのか、説明の際の家族の発言・反応等も含まれます。

ではなぜ具体的な説明内容を記録に残すことが大切なのでしょうか？
来月号ではその理由について取り上げていきます。

■バックナンバーはこちらから

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/iryo/anzenshien/iryoanzen/iryoanzenml.html>

■解除・変更：下記URLから、メールマガジンの解除又は変更手続きができます。

<http://ml.city.yokohama.lg.jp/mailman/listinfo/anzenchan>

■発行：横浜市医療安全支援センター（横浜市医療局健康安全部医療安全課）

Copyrights(C) 2008 City of yokohama. All rights reserved.

○●横浜市医療安全メールマガジン<第182号>●○
～適切に診療記録を書こう②～

医療安全メルマガは、患者と医療機関のコミュニケーションギャップを埋めるヒントを発信中！
医療機関へのお役立ち情報やお知らせも発信

■適切に診療記録を書くことはなぜ大切なのか？■

前号ではなぜ診療記録の記載内容が不十分な事が多いのかその要因を取り上げました。

(前号のメルマガはこちらから★URL★)

ではなぜ記録をとることが大切なのでしょうか？

具体的な例を挙げてみましょう。

①患者家族から説明を求められた場合に、以前伝えた内容や、話し合った内容等を相手に正確に説明することができ、円滑な診療を行うことができる。

②裁判になった時の法的根拠となる。

→もし記録に残していない場合には、必要な説明や処置を行っていたとしても「記録のない事実は存在しない」と認識されてしまいます。また、裁判では証言よりも診療記録の証拠を重視されるかもしれません。

今回のメルマガを機に、ぜひ院内の記録の仕方を再確認してみてもはいかがでしょうか。

★編集後記★

今回は立入検査の際のポイントの1つである診療記録について取り上げました。

今後も医療安全に向け、お役立ち情報を発信していきますので、どうぞよろしくお願い致します。

■バックナンバーはこちらから

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/iryo/anzenshien/iryoanzen/iryoanzenml.html>

■解除・変更：下記URLから、メールマガジンの解除又は変更手続きができます。

<http://ml.city.yokohama.lg.jp/mailman/listinfo/anzenchan>

■発行：横浜市医療安全支援センター（横浜市医療局健康安全部医療安全課）

Copyrights(C) 2008 City of yokohama. All rights reserved.